

高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金交付要綱

第1条 略

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、市町村、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）等（以下「事業者」という。）が実施する幼児教育の質の向上のための次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 遊具等環境整備
- (2) 幼児教育の質の向上のためのICT化支援

第3条 略

(補助金の交付の申請手続)

第4条 規則第3条第1項及び第2項に規定する申請書及び関係書類の様式は別記第1号様式とし、高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

(補助金の交付の決定の通知)

第5条 教育長は、規則第3条及び本要綱第4条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業内容変更承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金額の20パーセントを超えない減額の場合）はこの限りでない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を提出して承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金交付要綱

第1条 略

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、市町村、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）等（以下「事業者」という。）が実施する幼児教育の質の向上のための次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。

- (1) 遊具等環境整備
- (2) 幼児教育の質の向上のためのICT化支援

第3条 略

(申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は別記第1号様式とし、高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業内容変更承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金額の20パーセントを超えない減額の場合）はこの限りでない。
- (4) 補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を提出して承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に教育長の承認を受けなければならないこと。

(8) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(10) 補助事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(11) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。

(12) 市町村以外の者が事業を行う場合は、県税の滞納が無いことを証する書面を提出すること。

(概算払)

第7条 補助事業者は、規則第14条の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

と。

(7) この補助事業により取得した設備については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供する場合は、事前に教育長の承認を受けなければならないこと。

(8) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(10) この補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、これを補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(11) 補助事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(12) 市町村以外の者が事業を行う場合は、県税の滞納が無いことを証する書面を提出すること。

(交付決定)

第6条 教育長は、第4条による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行うものとする。

(補助金の概算払)

第8条 補助金は、教育長が必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) ～ (2) 略
- (3) 第6条に違反したとき、又は第9条の報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。

(実績報告書等)

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第9号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第9号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(事業実績報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は別記第5号様式とし、補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに、教育長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 教育長は、前条により事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査又は確認し、交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 教育長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) ～ (2) 略
- (3) 第5条に違反したとき、又は第9条の報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。

(グリーン購入)

第12条 事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」（平成13年3月26日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めることとする。

(情報公開)

第13条 補助対象事業又は事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

新

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(削除)

(削除)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条、~~第8条~~、第9条第3項及び第12条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。

附 則

略

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。

旧

附則

- 1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第9条第3項、~~第11条~~及び第13条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。

附 則

略

新

旧

別表1 (第3条関係)

1 略

2 補助対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）

3 (1) (2) 略

(3) 下限額

- ・一台につき50万円以上の遊具
- ・一式の購入につき10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品

4 留意事項

(1) 交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合は、補助率を1/2以内として補助の対象とすることができる。

(2) 短期間のうちに消耗する物品とは、概ね1年前後で再度の用に供し得なくなる物品をいう。

(3) 補助対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。

(4) 施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としているため、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となるが、他の国庫補助で対象としているアスレチック遊具、野外ステージ等の整備は対象とならない。また、設備の整備に当たり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象とならない。

(5) 他の国庫補助事業と重複して申請することはできない。

別表1 (第3条関係)

1 略

2 補助対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。）

3 (1) (2) 略

(追加)

4 留意事項

(1) 交付決定年度に幼稚園であったものが、翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合についても、補助率を1/2以内として補助の対象とすることができる。

(2) 短期間に消耗する物品とは、次に掲げるものをいう。

- ① 1回又は短期間の使用によって消費される性質の物品
- ② 使用により消耗又はき損しやすく比較的短期間（1年以内）に再度の用に供し得なくなる物品
- ③ ①②に該当するかどうか、判断しがたい物品については、1件の取得価額が100,000円未満のものをいう。

(3) 個人の所要に係る物品とは、専ら一人が使用することを前提とした、共用することのできない物品をいう。

(4) 補助対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。

(追加)

別表2（第3条関係）	別表2（第3条関係）
1～2 略	1～2 略
3 補助対象経費	3 補助対象経費 <u>（令和6年度補正予算分に適用する。）</u>
<p>①幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のIからIVに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費。（※）</p> <p>I. 教育に係る計画・記録に関する機能</p> <p>II. 園児の登園及び降園の管理に関する機能</p> <p>III. 保護者等との連絡に関する機能</p> <p>IV. キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>※システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。</p>	<p>①幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のIからIVに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費。（※）</p> <p>I. 教育に係る計画・記録に関する機能</p> <p>II. 園児の登園及び降園の管理に関する機能</p> <p>III. 保護者との連絡に関する機能</p> <p>IV. キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>※システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。</p>
<p>② 略</p> <p><u>③学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入及び通信環境の整備等に必要となる経費。</u></p>	<p>② 略</p> <p><u>（追加）</u></p>
<p>4 補助基準額・補助率</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 学級数について</u></p> <p><u>原則として学級数については、補助金申請年度の前年度に学校基本調査で園が回答した学級数とする。</u></p> <p><u>ただし、補助金申請年度に学級数の変更を予定している場合は、変更後の学級数とする。</u></p>	<p>4 補助基準額・補助率</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>（追加）</u></p>
<p>5 留意事項</p> <p><u>(1) 情報システムを導入するに当たり必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費（原則として運搬費・調整費等の付帯経費は除く）についても対象とする。ただし、教員等の業務負担軽減に資するものとして、具体的な使用目的や必要性があるものでなければならない。</u></p>	<p>5 留意事項</p> <p><u>(1) 対象となるシステム類に搭載する機能やパソコン・タブレット等の備品は、教員等の業務負担軽減に資するものであり、具体的な使用目的や必要性があるものでなければならない。</u></p>
<p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 他の国庫補助事業と重複して申請することはできない。</u></p>	<p>(2)～(5) 略</p> <p><u>（追加）</u></p>

新

旧

別表3 (第6条関係)

括弧を削除

別表3 (第5条関係)

新

旧